

議案第124号

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第60条第1項第3号、第95条第1項第1号及び第123条第1項中「から起算して10日」を「の翌日から起算して30日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市市税条例第60条第1項第3号、第95条第1項第1号及び第123条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害に係る市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免の申請について適用し、同日前に発生した災害に係る市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免の申請については、なお従前の例による。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

災害に係る市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免に係る申請書の提出期限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(市民税の減免の申請手続等)

第60条 第56条から前条までの規定によって市民税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) - (2) 省 略

(3) 第56条第1項の規定により市民税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日の翌日から起算して10日を経過する日
30日

(4) - (6) 省 略

2 省 略

(固定資産税の減免の申請手続等)

第95条 第91条から前条までの規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第91条第1項から第3項までの規定により固定資産税の減免を受けようとする者 災害のやんだ日の翌日から起算して10日を経過する日
30日

(2) - (4) 省 略

2 省 略

(軽自動車税の減免の申請手続)

第123条 第121条の規定により軽自動車税の免除を受けようとする者は、災害のやんだ日の翌日から起算して10日を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる
30日

書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) - (4) 省 略

2 省 略